



愛知労働局発表

平成 30 年 7 月 30 日 (月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 中村 隆

統括特別司法監督官 祖父江 孝治

電話 052-972-0253

報道関係者 各位

## 外国人技能実習生の受け入れ事業場に対する 平成 29 年の監督指導、送検等の状況について

～71.9%の事業場に対し、労働基準関係法令違反で是正指導～

愛知労働局（局長 高崎 真一）は、県内の 14 労働基準監督署（支署）が平成 29 年に技能実習生の受け入れ事業場に対して行った監督指導、送検等の状況について以下のとおり取りまとめました。

愛知県内で就労する技能実習生は全国で最も多く（約 29,000 人）、愛知労働局では、受け入れ事業場に対し監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいます。

また、重大・悪質な事案については、捜査を行い、検察庁へ送検を行うなど厳正な態度で臨んでいます。

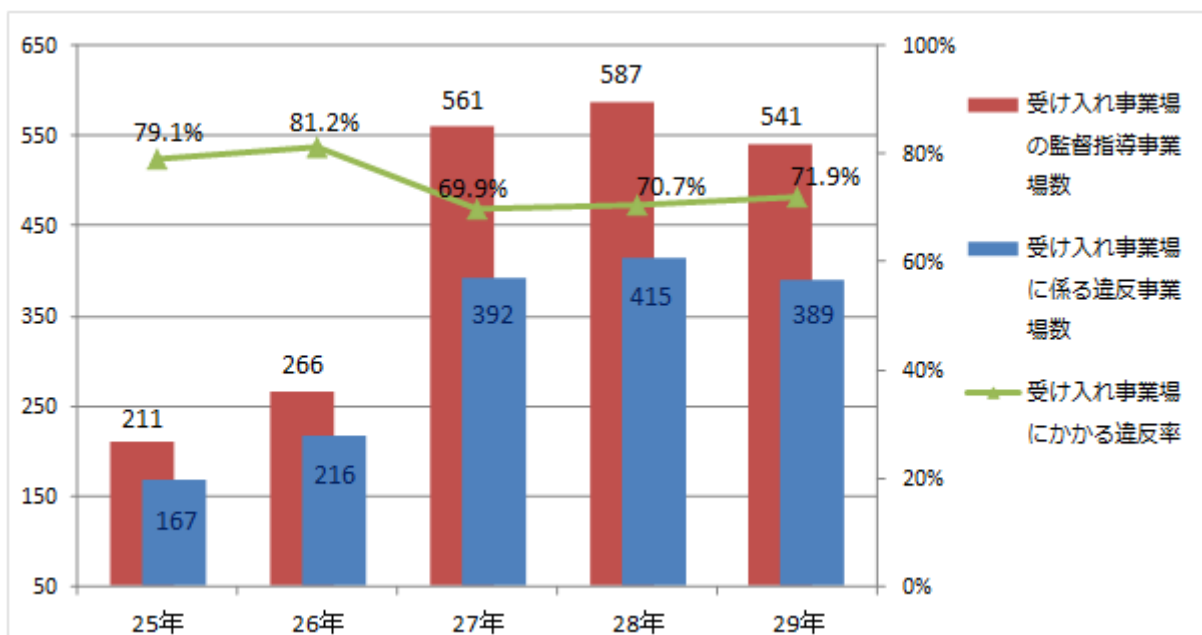
### 平成 29 年の監督指導・送検の概要

- 監督指導を実施した受け入れ事業場：541 事業場
- 労働基準関係法令違反が認められたもの：389 事業場（71.9%）。
- 主な違反事項：①違法な時間外労働等、労働時間関係（136 件、25.1%）、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（109 件、20.1%）、③時間外・休日労働等に対する割増賃金（70 件、12.9%）
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により書類送検したもの：2 件

（詳細は次頁）

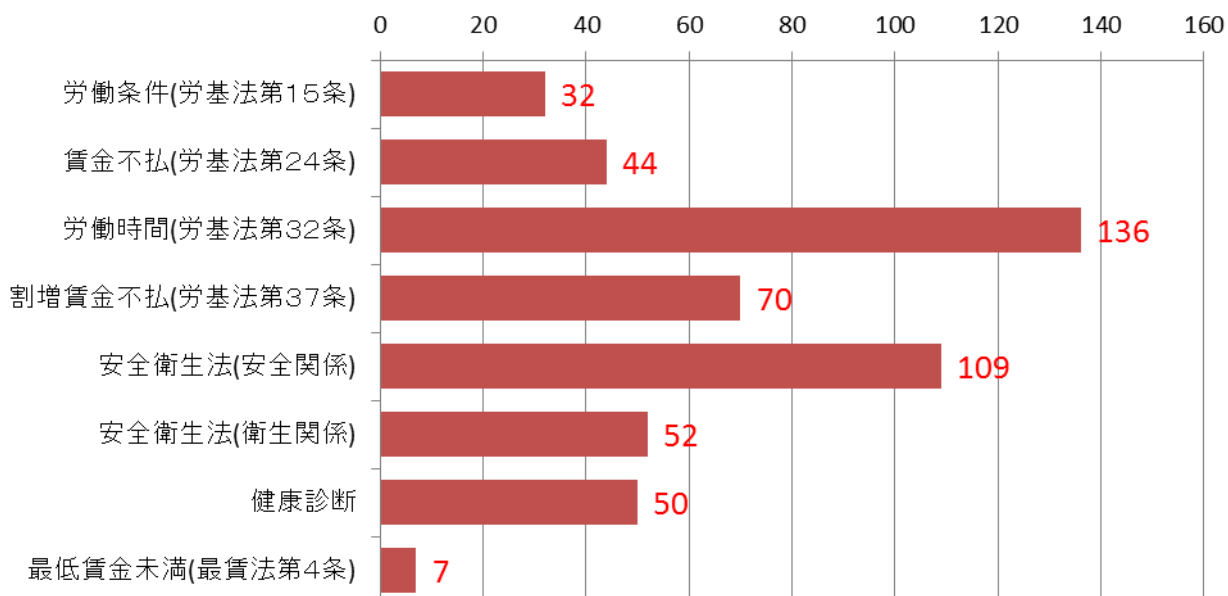
## 1 監督指導状況

- (1) 実習実施者541事業場に対し監督指導を実施したところ、71.9%に当たる389事業場に労働基準関係法令違反が認められた。



※ 受け入れ事業場に係る違反事業場数、違反率については技能実習生以外の違反を含む。

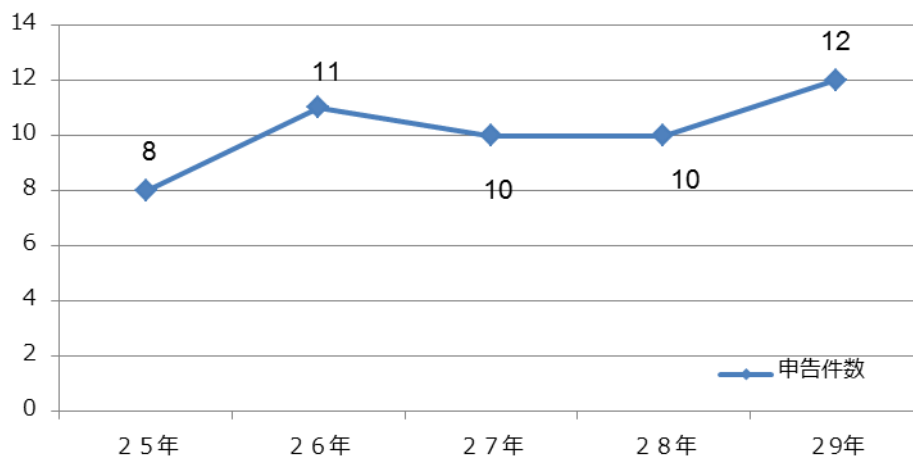
- (2) 主な違反内容のうち、①労働時間（36協定の限度を超える時間外労働を行わせていたもの等）、②安全基準（機械に安全カバーがない状態で作業を行わせていたもの等）、③割増賃金の支払（法定の割増率で計算した時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金を支払っていなかったもの等）の順で多かった。



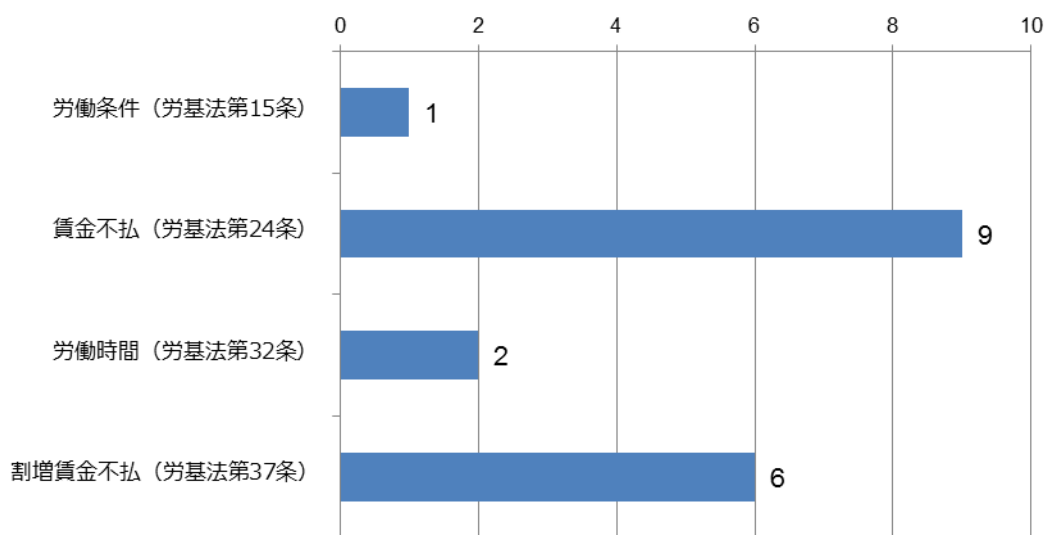
<注> 最低賃金の支払（最賃法第4条）の違反については、約定賃金額が地域最低賃金額未満の場合に限る。

## 2 申告状況

- (1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令違反等の是正を求めた申告は12件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金不払（9件）、②割増賃金不払（6件）の順に多かった。



<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

## 【申告事例】（製造業） 通帳等を事業場が保管、強制貯金させていた事例

### 【概要】

技能実習生2名から、

- ① 通帳及び印鑑が会社に取り上げられている。
  - ② 賃金のうち、毎月2万円を強制的に貯金させられている。
  - ③ 土曜日の残業について25%増しの賃金が支給されていない。
- 等の申告があったもの。

### 【調査結果】

- ① 賃金は銀行振込により支払。このうち、通帳及び印鑑は会社が保管していた。
- ② 通帳は生活用と積立用とに2部作成され、一旦は生活用の通帳に賃金が全額振り込まれるものの、その後、自動的に毎月2万円が生活用の通帳から積立用の通帳に振替えられるようになっていた。
- ③ 土曜日の就労は法定の時間外労働に該当するが、割増手当が支払われていなかった。
- ④ 時間外労働は多い者で月95.5時間となっていた。

### 【指導事項】

- ① 労働者の通帳や印鑑を事業場が保管し、また、労働者の賃金の一部を実質的に強制して貯蓄させていたことから、労働基準法第18条（強制貯金）違反を是正勧告。
  - ② 土曜日に就労した割増賃金を支払っていなかったことから、労働基準法第37条（割増賃金の支払）違反を是正勧告。
  - ③ 36協定の特別条項で定める延長時間（1ヶ月75時間）を超えていたことから、労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告。
- 併せて、特別条項付き36協定の適切な運用、時間外労働の削減及び過重労働による健康障害防止についても指導。

### 【指導の結果】

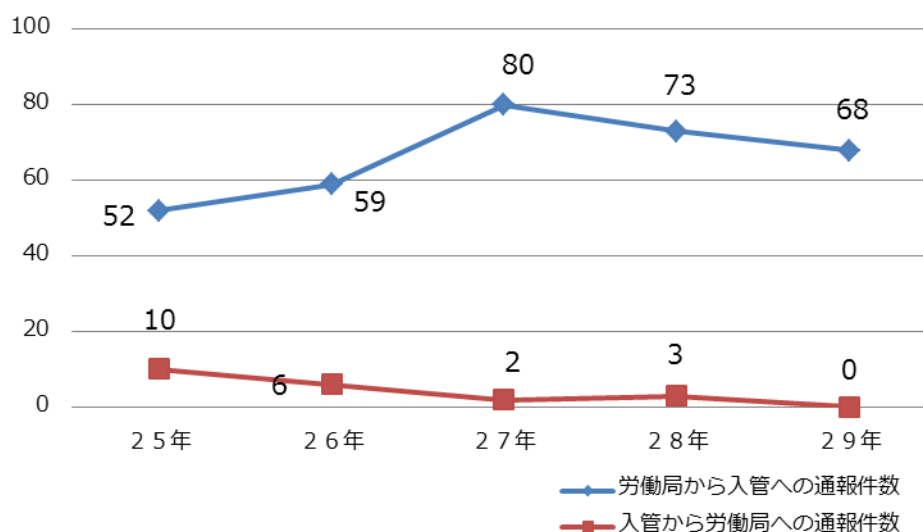
- ① 印鑑・通帳を会社で管理をしていたが、全て実習生に返却した。
- ② 割増賃金額を再計算して不足分を遡及して支払った。
- ③ 労働時間は突発的に長時間の時もあったが、その後は協定内に収まるよう管理している。

### 3 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関が、その監督等の結果を相互に通報している。

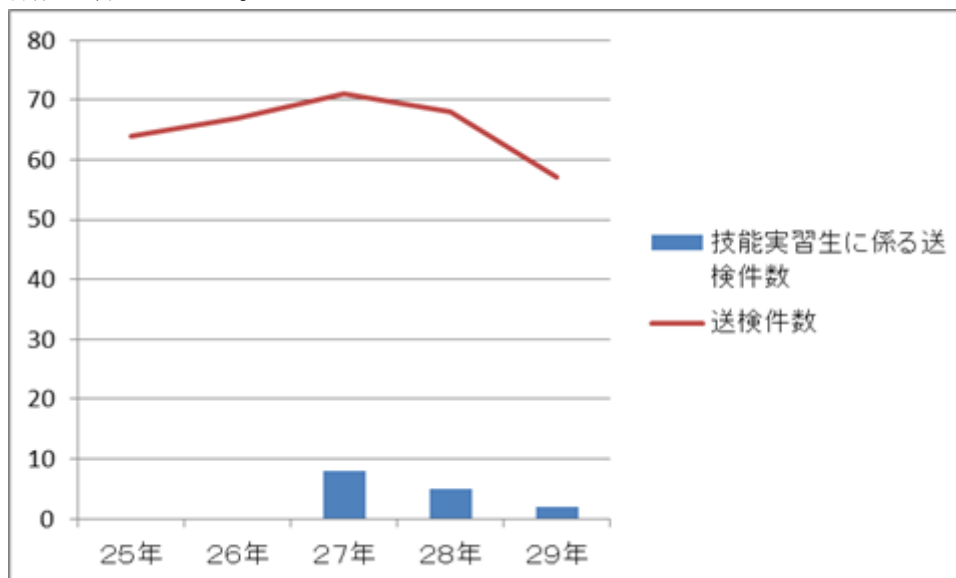
技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められたとして、労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報した件数は68件であった。

出入国管理機関に通報した違反内容のうち、賃金の支払（賃金控除協定なく賃金から家賃などを控除していたもの等）や労働時間（36協定の限度を超える時間外労働を行わせていたもの等）のものが多かった。



### 4 司法処分状況

技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反容疑で送検した2件の内容は、賃金不払い（労働基準法第24条）違反容疑1件、最低賃金未滿（最低賃金法第4条）違反容疑1件であった。



## 【送検事例】（製造業） 長時間労働、割増賃金不払等の事例

### 【概要】

紳士、婦人服の企画と縫製及び卸売、販売を営む事業主が、技能実習生4名に対し、時間外労働を行わせたにもかかわらず法定の割増賃金を支払わなかったほか、

技能実習生3名に対し、時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）の限度時間を超えて時間外労働を行わせていたことが判明した。

さらに、労働基準監督官による行政指導に際し、事業主は虚偽の内容を記載した賃金台帳等の書類を提出し、虚偽の陳述をした疑いがあった。

### 【被疑事実】

受け入れ事業場（法人）及び事業主

- ① 時間外労働に対し、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていないことがあったこと。
  - 労働基準法第37条（割増賃金の不払）違反
- ② 36協定の限度を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。
  - 労働基準法第32条（労働時間）違反
- ③ 虚偽の賃金台帳を労働基準監督署に提出したこと。
  - 労働基準法第101条（労働基準監督官の権限）違反